

## 秦野赤十字病院奨学金貸与規程

### (趣 旨)

第 1 条 本規程は、秦野赤十字病院の優秀な看護師を育成・確保するため必要な奨学金の貸与について定める。

### (奨学生の決定)

第 2 条 看護専門学校、助産師学校、看護大学等の学生であって、奨学金貸与を希望する者は、秦野赤十字病院に別紙様式第 1 号による奨学生申請書に履歴書、在学説明書及び成績証明書を添付のうえ、面接試験に先立ち提出するものとする。

2 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、病院長が決定し別紙様式第 2 号により奨学金交付決定通知書を発行する。

3 奨学生の募集は 1 年生から募集を行い、各学年の採用状況により募集する場合がある。  
なお、募集期間は、原則として毎年 4 月から 9 月までとする。

4 奨学生は奨学金交付決定通知書を受領した日から、2 週間以内に別紙様式第 3 号による奨学生誓約書、別紙様式第 5 号による奨学金振込依頼書を提出しなければならない。

### (奨学金の取り扱い)

第 3 条 病院長は、奨学生に対し奨学金として月額 5 万円を決定の年度から卒業する年度まで、各月ごとに貸与する。

2 奨学生は貸与された奨学金を、卒業後、貸与期間相当の期間以内に返金するものとする。  
ただし、秦野赤十字病院に継続して貸与期間相当の期間以上勤務したときは、返金を免除することができる。

3 勤務してから貸与期間相当の期間未滿で退職したときは、貸与された奨学金を病院長の指定した日までに全額返金するものとする。

ただし、看護師として 1 年以上勤務し退職する場合は、1 年につき 1 年間分の貸与額を免除することができる。

なお、年度途中で退職する場合の 1 年未滿の勤務期間は免除対象とはしないこととする。

また、貸与期間は 1 年間分の貸与を原則とするが、奨学生申請日（奨学生決定日）により年の中途（1 年未滿の貸与期間）であっても貸与することがある。この中途貸与の場合であっても、1 年以上勤務することとし、1 年未滿の勤務期間では免除対象とはしない。

（中途貸与した年度の奨学金は、初年度 1 年間の勤務対応とする）

### (奨学金の貸与期間)

第 4 条 前条の規定による奨学金の貸与は、奨学生になった日の属する年度から卒業までとする。  
正規の修学期間を超えては貸与しない。

### (奨学金の貸与期間の報告等)

第 5 条 奨学生は、貸与期間の各年度において成績証明書を提出しなければならない。

2 奨学生は、最終学年においては、対象年度 8 月に当院の指定する日に面談を受けなければならない。

- 3 最終学年で奨学生応募・採用させた方については、奨学生面接の合格をもって面談とする。

(奨学生の辞退)

第6条 奨学生は、本人の都合により、奨学生を辞退することができる。

- 2 前項の規定により、奨学生を辞退しようとする者は、別紙様式第4号による奨学生辞退・奨学金返金届を提出するものとする。

(奨学金の停止)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学金の貸与を停止するものとする。

- (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2) 自己の都合または病気等により退学したとき。
- (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4) 学業途中において、奨学生として適性を欠いたとき。
- (5) 死亡したとき。

(奨学金の返金)

第8条 奨学生であって次の各号の一に該当した場合は、既に貸与した奨学金を返金しなければならない。

- (1) 前条により奨学金の貸与を停止されたとき。
- (2) 卒業翌年までに看護師資格の取得ができないとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年度入学生から適用する。

附

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年度入学生から適用する

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。